

医師の応召義務解釈の変更および 21年3月・マイナンバーカード健康保険証利用開始に 向けた対応について

医師法第19条は「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定しています。現在、社会保障審議会・医療部会では医師の応召義務の解釈について、具体的にどのような場合であれば診療拒否が正当化されるのか研究・整理が行われており、7月18日に提出された報告書では、「最重要項目は病状の深刻度であるが、現代では診療時間内かどうかという点と、患者との信頼関係も重要な要素である」としています。早ければ今秋には「医師法上の応召義務の考え方等について」の解釈通知が発出される予定です。

今回の練馬支部例会では、患者との関係や医師の働き方にも関連する「応召義務解釈通知」および医療機関に対応が求められるマイナンバーカードをめぐる動向などについて話題提供いたします。上記話題提供をテーマに一緒に語り合いませんか。

ご多忙の折とは思いますが、院長先生はじめ、実務担当者さんなど多数のご参加をお待ちしております。
支部長 佐々木 明

日 時： 2019年10月9日(水) 19:30~21:30

会 場：NTT 練馬ビル 1F **かごの屋** 練馬区役所前店 (練馬区豊玉北 5-24-11)

電 話：03-5912-2201 無料駐車場有り (10台)

内 容：

①医師の応召義務解釈通知について
(話題提供 申 偉秀 理事)

②2021年3月・健康保険証利用開始に
向けた医療機関の対応について
(話題提供 吉田 章 副会長)

参加費：2,000円 (お食事代)

問合せ：東京保険医協会 練馬支部担当 寺崎/中村 TEL:03-5339-3601 FAX:03-5339-3449

※以下ご記入の上、FAXにてご出欠をお知らせください。10月4日(金)までをお願いします。



10月9日(水) 練馬支部例会 出欠連絡

出席します

欠席します

会員氏名	医療機関名		
参加者名	参加人数	電話番号	
※ご意見等記入欄			

FAX送信先 03-5339-3449